

福岡市障がい児・者日常生活用具一覧表

	種目	障がいの内容及び程度	対象年齢	機能・性能	耐用年数	基準額(円) 【費用限度額】	備考
介護・ 訓練 支援 用具	特殊寝台 (訓練ベット)	下肢又は体幹機能障がい2級 以上	原則として学 齢児以上	腕、脚等の訓練のできる器具を付 帯し、原則として使用者の頭部及 び脚部の傾斜角度を個別に調整で きる機能を有するもの。	8年	(者) 154,000	※介護優先
		難病患者等で寝たきりの状態に ある者あるいは下肢又は体幹機 能に障がいのある者				(児) 159,200	
	特殊マット	下肢又は体幹機能障がい1級 (常時介護を要する者に限る。)	18歳以上	褥瘡の防止又は失禁等による汚染 又は損耗を防止できる機能を有す るもの。	5年	46,000	※介護優先
下肢又は体幹機能障がい2級 以上		原則として 3歳以上 18歳未満					
重度の知的障がいのある者		原則として3 歳以上					
難病患者等で寝たきりの状態に ある者		原則として 3歳以上					
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障がい1級 (常時介護を要する者に限る。)	原則として学 齢児以上	尿が自動的に吸引されるもので、 障がい者又は介護者が容易に使用 し得るもの。	5年	67,000	※介護優先
難病患者等で自力で排尿できな い者							
	入浴担架	下肢又は体幹機能障がい2級以 上(入浴に当たって、家族等他人 の介助を要する者に限る。)	原則として3 歳以上	障がい者を担架に乗せたままリフ ト装置により入浴させるもの。	5年	82,400	
	体位変換器	下肢又は体幹機能障がい2級 以上(下着交換等に当たって、家 族等他人の介助を要する者に限 る。)	原則として学 齢児以上	介助者が障がい者の体位を変換 させるのに容易に使用し得るも の。	5年	15,000	※介護優先
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障がい2級 以上	原則として 3歳以上	介護者が重度身体障がい者を移 動させるにあたって容易に使用し 得るもの。ただし、天井走行型そ 他住宅改修を伴うものを除く。	4年	159,000	※介護優先
		難病患者等で下肢又は体幹機 能に障がいのある者					
	訓練いす (児のみ)	下肢又は体幹機能障がい2級 以上	原則として 3歳以上 18歳未満	原則として付属のテーブルをつけ るものとする。	3年	55,000	※オーダー品の場合 は一社見積り可

福岡市障がい児・者日常生活用具一覧表

	種目	障がいの内容及び程度	対象年齢	機能・性能	耐用年数	基準額(円) 【費用限度額】	備考	
自立生活 支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障がいの身体障害者手帳を有し、入浴に介助を必要とする者 難病患者等で入浴に介助が必要な者	原則として3歳以上	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	90,000	※介護優先 ※オーダー品の場合は一社見積り可	
	便器	下肢又は体幹機能障がい2級以上 難病患者等で常時介護が必要な者	原則として学齢児以上	障がい者が容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができる。)ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	(者) 12,000 (手すり付) 22,000	※介護優先	
					3年	(児) 60,000		
		T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障がいの身体障害者手帳を有し、歩行機能の補完のため必要と認められる者	原則として3歳以上	障がい者が安全に使用し得るもの。	3年	(木材) 3,570 (軽金属) 4,410	※入院・入所者でも給付可 ※一社見積り可
		移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障がいの身体障害者手帳を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者 難病患者等で下肢が不自由な者	原則として3歳以上	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障がい者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	60,000	※介護優先
		頭部保護帽	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障がいの身体障害者手帳を有し、転倒等により頭部を強打する恐れがある者 重度の知的障がい児・者又は精神保健福祉手帳1級の精神障がい児・者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	年齢制限なし	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	3年	(スポンジ、革を主材料としたもの) 12,600 (スポンジ、革、プラスチックを主材料としたもの) 30,300	※入院・入所者でも給付可 ※オーダー品の場合は一社見積り可
	特殊便器	上肢障がい2級以上 難病患者等で上肢機能に障がいのある者 重度の知的障がいを有し、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者	原則として学齢児以上	容易に操作可能な押しボタン等にて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	151,200		
	火災警報器	障がい等級2級以上の身体障がい者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯) 重度の知的障がい児・者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯) 精神保健福祉手帳の1級の精神障がい児・者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	年齢制限なし	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの。	8年	15,500	※高齢優先	

福岡市障がい児・者日常生活用具一覧表

種目	障がいの内容及び程度	対象年齢	機能・性能	耐用年数	基準額(円) 【費用限度額】	備考
自動消火器	障がい等級2級以上の身体障がい児・者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯) 重度の知的障がい児・者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯) 精神保健福祉手帳の1級の精神障がい児・者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯) 難病患者等(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	年齢制限なし	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。	8年	28,700	※高齢優先
電磁調理器	視覚障がい2級以上(視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯) 重度の知的障がい者(知的障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	18歳以上	障がい者が容易に使用し得るもの。	6年	41,000	※高齢優先
歩行時間延長型信号機用小型送信機	視覚障がい2級以上	原則として学齢児以上	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	10年	7,000	※盲人用信号機や音声誘導装置に対応
聴覚障がい者用屋内信号装置	聴覚障がい2級(聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)	18歳以上	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの。	10年	87,400	

福岡市障がい児・者日常生活用具一覧表

	種目	障がいの内容及び程度	対象年齢	機能・性能	耐用年数	基準額(円) 【費用限度額】	備考
在宅療養支援用具	透析液加温器	腎臓機能障がい3級以上で自己連続携帯式腹膜灌流(CAPD)による透析療法を行う者	年齢制限なし	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	5年	51,500	
	ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能障がい3級以上又は医師の診断書によって必要性が認められる身体障がい児・者 難病患者等で医師意見書により必要と認められる者	原則として学齢児以上	障がい者が容易に使用し得るもの。	5年	36,000 ※電気式たん吸引器との両用器については68,000	
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障がい3級以上又は医師の診断書によって必要性が認められる身体障がい児・者 難病患者等で医師意見書により必要と認められる者	原則として学齢児以上	障がい者が容易に使用し得るもの。	5年	56,400 ※ネブライザー(吸入器)との両用器については68,000	
	酸素ポンプ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	18歳以上	障がい者が容易に使用し得るもの。	10年	17,000	
	パルスオキシメーター	呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がい児・者であって、在宅酸素療法を必要とする者又は人工呼吸器を装着している者 難病患者等で、在宅酸素療法を必要とする者又は人工呼吸器を装着している者	年齢制限なし	障がい者が容易に使用し得るもの。	10年	36,000	
	視覚障がい者用体温計(音声式)	視覚障がい2級以上(視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	原則として学齢児以上	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	5年	9,000	
	視覚障がい者用体重計	視覚障がい2級以上(視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	18歳以上	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	5年	18,000	

福岡市障がい児・者日常生活用具一覧表

	種目	障がいの内容及び程度	対象年齢	機能・性能	耐用年数	基準額(円) 【費用限度額】	備考
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能障がい若しくは言語機能障がい又は肢体不自由の身体障害者手帳を有し、発声・発語に著しい障がいを有する者(医師の診断書等での確認可)	原則として学齢児以上(医師の意見書等で4・5歳児も可)	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障がい者が容易に使用し得るもの。	5年	98,800	
	情報・通信支援用具	重度の視覚障がい又は重度の肢体不自由があり、本装置等により情報機器を使用することが可能になる者	原則として学齢児以上	重度の視覚障がい者や肢体不自由者がパソコン等の情報機器を使用するに当たり特に必要となる周辺機器やソフト等。	5年	100,000	【視覚】画面音声化ソフト、画面拡大ソフト、点字ディスプレイ等(タブレット端末不可) 【肢体不自由】障がい者用キーボード・マウス等
	点字ディスプレイ	重度の視覚障がいを有し、点字の読み書き能力が十分に認められる者	原則として10歳以上	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの。	6年	320,000	※点字能力判定が必要
	点字器	視覚障がいの身体障害者手帳を有し、必要と認められる者	原則として学齢児以上	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。点筆をつけるものとする。	7年 5年	(標準) 10,800 (携帯用) 7,500	※入院・入所者でも給付可 ※一社見積り可
	点字タイプライター	視覚障がい2級以上(本人が就学もしくは就労しているか又は就労が見込まれる者に限る。)	原則として学齢児以上	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	5年	63,100	
	視覚障がい者用ポータブルリーダー ①録音再生機 ②再生専用機 ③タブレット	視覚障がい2級以上	原則として学齢児以上	①音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつDAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能であって、視覚障がい者が容易に使用し得るもの。 ②音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつDAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって視覚障がい者が容易に使用し得るもの。 ③録音が可能であって、視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	6年	(録音再生機) 85,000 (再生専用機) 35,000 (タブレット) 23,000	
	視覚障がい者用活字文書読上げ装置	視覚障がい2級以上	年齢制限なし	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	6年	99,800	
	視覚障がい者用拡大読書器	視覚障がいの身体障害者手帳を有し、本装置により文字等を読むことが可能になる者	原則として学齢児以上	画像(文字等)をモニターに拡大して表示又は音声化する機能を有するもので、視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	8年	198,000	
	視覚障がい者用時計	視覚障がい2級以上	18歳以上	視覚障がい者が容易に使用し得るもの。	10年	(触読) 10,300 (音声) 13,300	
	視覚障がい者用音声ICタグリーダー	視覚障がい2級以上で、必要と認められる者	原則として学齢児以上	視力に障がいを有する者の物の識別を容易にする製品であって、点字、凸線等により操作ボタンが知覚でき、かつ、ICタグその他の集積識別情報と音声データに関連付け、音声データを音声信号に変換して出力する機能及び音声により操作方法に関する案内を行う機能を有するもの。	6年	39,900	※初回申請時は、福岡市介護実習普及センターが発行する貸出証明が必要

福岡市障がい児・者日常生活用具一覧表

種目	障がいの内容及び程度	対象年齢	機能・性能	耐用年数	基準額(円) 【費用限度額】	備考
聴覚障がい者用 通信装置	聴覚障がい又は発声・発語に著しい障がいを有する者であつて、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者(原則3級以上)	原則として学 齢児以上	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障がい者が容易に使用できるもの。	5年	71,000	
聴覚障がい者用 情報受信装置	聴覚障がいの身体障害者手帳を有し、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	年齢制限 なし	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有しかつ、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者が容易に使用し得るもの。	6年	88,900	
人工喉頭 ①笛式 ②電動式	喉頭を全摘出したこと等により音声機能を喪失した者	年齢制限 なし	①呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの。	4年	(笛式) 8,400	※入院・入所者でも 給付可 ※一社見積り可
			②顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの。	5年	(電動式) 72,200	
人工内耳用体外 器	聴覚障がいの身体障害者手帳を有する者(児)であつて、現に人工内耳を装着している者(ただし、医療保険や民間保険等が適用される場合を除く。)	年齢制限 なし	人工内耳用音声信号処理装置及び人工内耳用ヘッドセットであつて、現に装着している人工内耳体外器が5年以上経過しているもの。	5年	300,000 (両耳の場合は 600,000)	※入院・入所者でも 給付可 ※一社見積り可 ※申請時、意見書 (様式第4号)が必要

福岡市障がい児・者日常生活用具一覧表

種目	障がいの内容及び程度	対象年齢	機能・性能	耐用年数	基準額(円) 【費用限度額】	備考
排泄管理 支援用具	ストーマ装具 ①消化器系 ②尿路系 ぼうこう又は直腸機能障がいの 身体障害者手帳を有する者。 (原則紙おむつ等の給付対象者 を除く。)	年齢制限 なし	①低刺激性の粘着剤を使用した密 封型又は下部解放型の収納袋と し、ラテックス製又はプラスチック フィルム製のもので、付属品を含 めることができる。(基準額は付属 品を含め、消化器系ストーマ造設1か 所あたりの月額とする)	-	(消化器系) 8,900	※入院・入所者でも 給付可 ※一社見積り可
			②低刺激性の粘着剤を使用した密 封型又の収納袋で尿処理用の キャップ付とし、ラテックス製又は プラスチックフィルム製のもので、 付属品を含めることができる。(基 準額は付属品を含め、尿路系スト ーマ造設1か所あたりの月額とする)			
紙おむつ等	次のいずれかに該当する者で、 紙おむつ等の用具類を必要とする もの。 ア ストーマの著しい変形または ストーマ周辺の著しい皮膚のび らんのため、ストーマ装具を装 着できない者 イ ぼうこう又は直腸機能障が い者であって、高度の排尿機能 障がいまたは高度の排便機能障 がいのある者で、ストーマ装具 では対応できない者 ウ 脳性麻痺等脳原性運動機能 障がいにより排尿または排便の 意思表示が困難な者 なお、ウについては、概ね3歳未 満で発症した脳性麻痺等により 障がいを有する者であって、次 の状態のいずれにも該当するも のとする。 (ア)自力でトイレに行けない こと (イ)自力で便座(原則排便 補助具の使用を含む)に 座ることができないこと (ウ)介助による定時排泄を することができないこと (原則ストーマ装具の給付対象 者を除く。)	3歳以上	紙おむつ(テープ留めタイプ、パン ツタイプ、シートタイプ、パッドタイ プ)、脱脂綿、サラシ、ガーゼ等の 衛生用品で基準額は月額とする。	-	12,000	※入院・入所者でも 給付可 ※一社見積り可
洗腸用具	消化器系ストーマ装具及び紙お むつ等の使用が困難で、当該用 具を必要とする消化器系のス トーマ造設者	年齢制限 なし	洗腸(灌注)排便法(ストーマから 微温湯を注入し大腸に刺激を加え 強制的に排便を促す方法)を行う ために必要なもの。	6か月	17,800	※入院・入所者でも 給付可 ※一社見積り可
収尿器 ①男性用 ②女性用	高度の排尿機能障がいにより、 排尿の調節ができない者	年齢制限 なし	①採尿器と尿路系ストーマ装具で 構成され、尿の逆流防止装置がつ いており、ラテックス製又はゴム製 のもの ②(普通型)耐久性ゴム製採尿袋を 有するもの。 (簡易型)ポリエチレン製の採尿 袋道尿ゴム管付であり、採尿袋20 枚を1組とする。	1年	(男性) 普通 8,000 簡易 5,900 (女性) 普通 8,800 簡易 6,100	※入院・入所者でも 給付可 ※一社見積り可
難聴 児支 援	補聴器 原則として、両耳とも平均 30db以上の者 ただし、聴覚障がいの15条指定 医から意見書によって補聴器の 必要性が認められた場合はこの 限りではない	18歳未満	「補装具の種目、購入又は修理に 要する費用の額の算定等に関する 基準」(平成18年厚生労働省告示 第528号)に定める補聴器。	5年	50,000 (両耳の場合は 100,000)	※15条指定医(聴 覚障がい)の医師意 見書が必要